



判決内容を伝える原告と支援者ら＝11日、奈良市

生活保護 減額は違法

奈良地裁 国を9度目断罪

奈良県内の生活保護受給者らが保護基準引き下げ

す。

奈良市で開かれた報告集

者らが保護基準引き下げ

判決は、08年以降の物価

会で、原告の一人、清水範

処分の取り消し等を求めた

下落による「デフレ調整」

子さん(72)は「家賃の共益

「奈良いのちの誓」裁判の

については合理性を欠くも

費は自己負担になる。物価

判決が11日、奈良地裁であ

るので、厚生労働大臣の裁量

高において今の支給額では

りました。寺本佳子裁判長

権の逸脱・乱用だと判断。

生活が大変」と実情を語り

は2013年の生活保護費

一般の低所得世帯との生活

ました。

の基準引き下げは違法だと

実態の乖離を解消する各目

弁護団が声明を発表し、

する判決を下しました。

の「ゆがみ調整」について

「健康で文化的な最低限度

↓全生連が声明の面

は裁量権の範囲だとしまし

の生活を営む権利を具体的に

全国29地裁でたたかわれ

た。また原告が引き下げられ

に保障する勝訴判決だ」と

ている同様の裁判で、国の

た生活保護費を元に戻すと

評価。一方で、引き下げら

違法性を断罪したのは9度

保護費の増額を求めた正当

を認めなかった点は不当だ

目。3月の齊森、和歌山、

保護費の増額を求めた正当

と訴えました。

さいたままに続く原告勝訴で

性を認めませんでした。